

平成30年度 農産物検査員育成研修

日時:平成30年4月16日～20日
場所:北農ビル19階(札幌市)

本年もJA組合長等から推薦を受けた134名の農産物検査員候補者が札幌に集まり、5日間にわたり検査員の心得から関連法令や検査実施マニュアルなど農産物の基礎について学び、予定通り基礎課程の講義を終了しました。

今後、農産物検査員候補者は、地元で鑑定実習、現場実習課程に入り、鑑定の分析実習や検査の手順など学びます。

主催者挨拶

一般社団法人 北海道米麦改良協会
会長理事 小野寺 俊幸

農産物検査法は、長年にわたり農産物の適正な流通とともに、安全安心を担保することで、消費者の利益と生産者の経営を守ってきた大切な法律です。

現在、「農業競争力強化支援法」に基づき、農産物検査の規格見直しなど検討されていますが、農産物の公正かつ円滑な流通、また、農家経済の発展に寄与してきた農産物検査法の重要性について、改めて皆が認識する機会になるのではないかと考えています。

一方、農業者の経営安定・所得向上のために、これからも我々が出来ることは、適正な検査を通じて北海道農産物の信頼を確保することであり、検査体制の維持に向けた検査員の育成が重要となっています。

特に、法令遵守と公正な業務遂行こそが、生産者の利益を守る我々の責務であることを認識いただき、検査員を目指して誇りと自負心をもって研修に臨んでほしい旨、挨拶がありました。



来賓挨拶



北海道農政事務所 生産経営産業部
業務管理課長 石田 慎二 様

近年、食品の品質に対する消費者の関心が高まる中、生産者や加工業者においてGAPやHACCPの取得が進められていますが、農産物検査においても、環境点検の徹底を含め、食品を取り扱っているという認識のもと、業務にあたっていただきたい。

また、検査が適正に行われることが、農産物流通全体の信頼確保につながることを肝に銘じ、検査技

術のみならず、関係法令等をしっかり学んでいただき、組織内の模範となっていきたい旨、ご指導頂きました。

主な講義内容(国内産農産物検査コース)

4月16日

開講式
農産物検査の役割
農産物検査員の役割
農産物検査法、基本要領

4月17日

食品表示制度について(外部講師)
食糧法遵守事項について(外部講師)
農産物検査規格
国内産農産物の検査実施マニュアル

4月18日

国内産農産物の検査実施マニュアル
検査機器の使用・実習

4月19日

検査標準品及び限界基準品の解説
北海道米麦改良協会業務規程の解説
米穀の事故クレームについて(外部講師)
道内産地品種銘柄の特性及び栽培方法等
鑑定・分析器具等の使用方法
総括講義

4月20日

履修確認のための補講
履修確認試験
閉講式

外部講師の皆さん



食品表示制度について

北海道 環境生活部 くらし安全局 消費者安全課
表示・取引適正化グループ

主査 櫻井 孝紀 様



食品表示(衛生事項)について

北海道 保健福祉部 健康安全局 食品衛生課
食品安全グループ

獣医師 杉原 義浩 様



食糧法遵守事項について

北海道農政事務所 生産経営産業部 生産支援課
課長補佐 上松 新 様



米穀の事故クレームについて

ホクレン農業協同組合連合会
米穀事業本部 米穀部 米穀生産課

課長補佐 須藤 靖史 様

実習風景

【講義】



【うるち・もち判定】



【容積重の測定】



【ふるいの使用方法】



【異臭麦の判定】



【水分計の使用方法】



実習風景

【品種見本】



【品種見本】



閉会挨拶



一般社団法人 北海道米麦改良協会
副会長理事 柿林 孝志

この5日間、熱心に受講され履修確認の筆記試験に全員合格されたことを、心よりお祝い申し上げます。

皆様方は、今後も各地区で鑑定実習や検査場所での実習を積んでいただくなど、農産物検査員への道のりはまだまだ長いですが、信頼される農産物検査員を目指し、日頃より、法令遵守の意識とともに、農産物検査員として自覚ある行動についても意識願いたい旨、挨拶し閉講しました。